答 弁 第 四 五 号平成十七年四月十二日受領

内閣衆質一六二第四五号

平成十七年四月十二日

内閣総理大臣 小 泉 純一 郎

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員樋高剛君提出介護保険制度見直しに関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員樋高剛君提出介護保険制度見直しに関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省において把握しているところでは、 各都道府県ごとの居宅サービス受給者に対する介護支援

専門員の実働者の割合は、別表のとおりである。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)にお

いて、指定居宅介護支援事業所に置くべき介護支援専門員の員数の標準を利用者の数が五十又はその端数

を増すごとに一としているところであり、 別表の都道府県単位の割合は、 この基準と同等の割合を下回っ

てはいない。

一について

介護報酬については、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。) に基づく各サー

ビスの平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めることとされており、 御指摘の「在宅」及び「施

設」の介護支援専門員の人件費については、それぞれ居宅介護サービス計画費及び施設介護サービス費の

算定において包括的に評価しているものであり、 「在宅」及び「施設」の介護支援専門員の報酬を定めて

_

いるものではない。

指摘の 護保険施設とそれぞれの介護支援専門員との個々の契約により支払われる報酬について答弁したものであ 「在宅」の介護支援専門員と「施設」の介護支援専門員に対して、 先の答弁書 (平成十六年十二月七日内閣衆質一六一第五五号) 指定居宅介護支援事業者又は介 の三についてにおいては、 御

る。

討を行っていくこととしている。 ジメントの強化の観点から」 まとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、 なお、 居宅介護支援の在り方については、 見直しを行うことが必要であるとされており、 社会保障審議会介護保険部会が平成十六年七月三十日に取り 「公平・公正の確保及び包括的 今後こうした指摘を踏まえ検 ・継続的マネ

三について

「指定訪問介護事業者」という。)は、指定居宅サービス等の事業の人員、 法第四十一条第一項の指定を受けた指定居宅サービス事業者のうち指定訪問介護の事業を行う者 設備及び運営に関する基準 。 以 下

(平成十一年厚生省令第三十七号) において、

指定訪問介護事業所ごとに、

常勤の訪問介護員等であって

業所の平均的な費用の額を勘案して定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 十二年厚生省告示第十九号)において、 専ら指定訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者と を含めた人件費とともに、 なければならないとされているところであり、 指定訪問介護事業所の経営の実態についての調査を通じて把握 包括的に評価しているところである。 サービス提供責任者の人件費については、 その他 調査 一対象事 0 (平成 職員

四について

が予想されることから、現時点において御指摘の見直しを行うことは考えていない。 サービスが支給限度額の範囲内であるかどうか等について管理する事務がこれまで以上に複雑になること が複雑になることが予想され、 費負担医療等に関する費用の請求に関する省令 方法により行うことを原則としているところであるが、 報 酬 の請求事務については、 また給付管理事務については、 指定訪問介護事業者の業務量の軽減に資するため、 (平成十二年厚生省令第二十号) 第二条に基づく電子的な 御指摘の見直しによりデータの入力に関する事務 御指摘の見直しにより利用者の受けている 介護給付費及び公

なお、 介護報酬の体系は、 利用者負担の額に直接影響を与えるものであること等から、 利用者にとって

もできるだけ分かりやすいものとすることが重要であると考えており、このような観点からも、 御指摘の

見直しについては、 慎重に対処することが必要であると考えている。

五について

般に、入院中の患者の一時的な外泊は、 医師が、 退院に向けた取組の一環等として認めるものであ

り、 当該患者の病状が退院するまでには回復していないが、外泊を認める期間中は必ずしも医療機関の中

で継続的な医学的管理を行う必要がないと判断して行われるものである。

したがって、外泊期間が終了した後には、 医療機関へ復帰することが前提とされていることから、 入 院

は継続していると考えるのが適当であり、 また、 外泊期間中に患者の病状が悪化した場合等には、 速やか

に入院による医学的管理を行う必要があるため、 外泊を中止させ、 医療機関に復帰させることが適当であ

ると考えている。

別表

居宅サービス受給者に対する介護支援専門員の実働者の割合

		(単位:人)	
	居宅サービス受給者数 (A)	介護支援専門員の実働 者数(B)	介護支援専門員1人当 たりの居宅サービス受 給者数(A/B)
 北海道	93,772	2,941	31.9
青森県	35,929	874	41.1
岩手県	27,836	775	35.9
宮城県	38,414	1,052	36.5
秋田県	25,783	598	43.1
山形県	26,794		37.0
福島県	39,228	1,007	39.0
西岛尔 茨城県	36,403		35.1
栃木県	28,361	759	37.4
群馬県	34,114	1,089	31.3
埼玉県	75,741	2,022	37.5
<u> </u>	71,195	2,021	35.2
東京都	197,579	5,024	39.3
神奈川県	117,499	3,137	37.5
新潟県	48,144	1,264	38.1
富山県	20,442	692	29.5
石川県	21,138	659	32.1
福井県	15,002	607	24.7
山梨県	15,030	493	30.5
長野県	46,614		30.0
岐阜県	35,720		33.4
静岡県	57,693		34.1
愛知県	93,564	2,926	32.0
三重県	35,566	878	40.5
滋賀県	20,785		29.5
京都府	52,320		34.2
大阪府	147,242	4,542	32.4
兵庫県	98,428		31.9
奈良県	26,357	756	34.9
和歌山県	26,839	836	32.1
鳥取県	13,483		31.3
島根県	19,930		32.5
岡山県	44,468		35.0
広島県	62,501	1,957	31.9
山口県	32,468	807	40.2
徳島県	21,666	668	32.4
香川県	22,281		35.1
愛媛県	34,721	1,020	34.0
高知県	16,824		43.1
福岡県	100,505		35.7
佐賀県	17,937		34.3
長崎県	38,039	990	38.4
熊本県	41,624	1,362	30.6
大分県	32,511	864	37.6
宮崎県	25,459	692	36.8
鹿児島県	49,488	1,289	38.4
沖縄県	20,655		35.9
全国計	2,204,092		34.8

|全国計 | 2,204,092| 05,249 資料:介護保険事業状況報告、介護サービス施設・事業所調査

⁽注)「居宅サービス受給者数」は、平成15年10月にサービスを利用した人数である。 「介護支援専門員の実働者数」は、平成15年10月1日時点の居宅介護支援事業所に 従事する介護支援専門員数である。